商品名等

(電気用品名等)

無電極ランプ

1 当該商品等の概要

○用途、機能、性能

励起コイルに高周波電流を流すことにより、フェライトコアに磁界を発生させ、この磁界により発光管内に電界を発生させる。この電界で放出された電子が管内の水銀原子に衝突して紫外線が放出され、この紫外線がランプ管内に塗布された蛍光体に衝突し、可視光に変換され発光する。

○構造、仕様、意匠

- ① E 2 6 の口金を持ち白熱電球に類似したもの。 電球にインバーター(高周波安定器)が内蔵されており、直に商用電源に 接続し使用することができる。
- ② 照明器具として完成しているもの。 器具にランプとインバーター(高周波安定器)が装着されたものであり、 直に商用電源に接続し、照明器具として使用できる。

○主な使用者、販売先

一般家庭、事務所、倉庫、工場など

2 対象・非対象の解釈

- ① 特定電気用品以外の電気用品のうち、光源及び光源応用機械器具の「蛍光ランプ」として取り扱う。
- ② 特定電気用品以外の電気用品のうち、光源及び光源応用機械器具の「その他の放電灯器具」として取り扱う。

なお、無電極ランプは、電波法の高周波利用設備の対象になるものである。

(理由)

①のものは、インバーター(高周波安定器)を内蔵しており、交流の電路に接続して使用できるものであり、E26の口金を有し、外形が電子安定器内蔵の蛍光灯ランプと類似している。また、電極間の放電を利用したものではないが、発光に至るプロセスは蛍光ランプと同様のものであることから、「蛍光ランプ」として取り扱うことが妥当と判断する。

②のものは、インバーター(高周波安定器)を有し、交流の電路に接続して使用できるものであり、電灯器具として完成している。また、電極間の放電を利用したものではないが、発光に至るプロセスは蛍光ランプと同様のものであることから、「その他の放電灯器具」として取り扱うことが妥当と判断する。